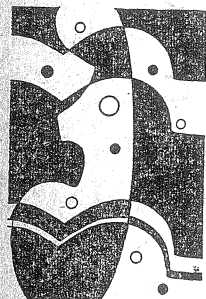


文部時報

第1192号

昭和51年9月

芸術の「かたち」と「いのち」と……………山本 健吉	2
▷座談会◁	
文化財と教育……………	9
(出席者) 柳田 敏司・横山 彰徳・高橋三千男 佐藤 照雄・杉本 苑子 ＜司会＞角井 宏	
歴史と博物館……………井上 光貞	24
民俗文化財の保存……………新藤 久人	29
集落・町並の保存……………小寺 武久	36
天然記念物の保護……………加藤陸奥雄	43
＜解説＞	
国立歴史民俗博物館……………文化庁文化財保護部管理課	50
文化財保護法改正一年の歩み…文化庁文化財保護部管理課	56
〔現地ルポ〕	
千二百年の歴史を今に……………秋田 恂	62
眠りからさめる「遠の朝廷」……………安富 幸雄	67
〔随想〕	
未来を作る過去……………三浦 朱門	72
~~~~~	
〔教育モニター欄〕……………	76
〔文部省の窓〕	
昭和50年度私大助成……………管理局私学振興課	78
重要伝統的建造物群保存地区の選定 ……………文化庁文化財保護部建造物課	80
~~~~~	
〔所轄機関等紹介⑥〕	
私立学校教職員共済組合……………阪口 照	82
〔連載第1回〕	
人物を中心とした体育・スポーツ郷土史＜神奈川県＞ ……………右田 武雄	87



表紙 青木 茂 カット 須貝夫早子

▶教育課程審議会が「意見を聞く会」

教育課程審議会（高村象平会長）は、去る7月21日、東京・霞が関の国立教育会館で「教育課程の改善に関する意見を聞く会」を開いた。

これは、小・中・高校の教育課程の基準の改善について検討を進めている審議会が、今後の審議の参考にするため開いたもので、この日は永井文部大臣も出席して、学者、校長会、教育行政担当者等から意見を聞いた。



◀スポーツ功労者表彰式など行われる

去る8月5日午前、東京・渋谷の岸記念体育会館で、モントリオール・オリンピック日本代表選手団の解団式が行われた。

解団式のあと、三木首相が出席し、ゴールド・メダリストへの賜杯伝達式。引き続いて、スポーツ功労者表彰式が行われ、第三位までの入賞者とその監督に永井文部大臣から表彰状と記念品が贈られた。

▶夏休みに、相撲部屋を小・中学生に開放

去る7月27日、東京・両国の春日野部屋へ埼玉県の中学生ら27人が一日入門し、実技指導の力士の胸を借りて汗を流した。

これは、助け合い教育の視学委員である日本相撲協会の春日野理事長の提唱で、この夏、相撲部屋の開放が行われたもの。

この日は、永井文部大臣も姿を見せ、中学生たちを激励した。



集落・町並の保存

妻籠をめぐる

小寺 武久

はじめに

現在日本各地において集落・町並保存の機運が高まっている。そこに至った背景やその重要性についてはこれまで種々論じられてきており、ここではとくに触れないが、すでにそれに関する法の改正もなされ、さらに文化庁による基礎調査も行われつつあり、今や計画・実施の段階にきているといえるよう。

これらの計画策定にあたり、さまざまな問題を提供してくれる先例として『妻籠』がある。もちろんそれぞれの集落にはそれぞれの性格があり、一律に考えることはできない。しか

し妻籠における貴重な経験から、良きにつけ悪きにつけ、いろいろな教訓を引き出してゆくことは重要であろう。ここでは妻籠の集落保存の経過と、それに関連する問題のいくつかについて簡単に述べてみる。

一 旧妻籠宿保存に至るまで

木曾川に沿って下ってきた旧中山道は、三留野を出ると間もなく木曾川を離れ馬籠峠へ向うが、その峠の手前の宿が妻籠である。

妻籠は江戸末期における旅籠数約三十軒、宿場町として賑わっていたが、明治以後中山道が木曾川沿いに付替えられ、

さらに鉄道の中央線が開通すると、宿場町としての機能を全く失って衰退していった。さらに最近は一般的な過疎化がここでも進んできていた。

長野県は早くから観光開発に力を注いできており、木曾地域についても昭和三十年代の後半にはさまざまな調査がなされていた。馬籠ではすでに藤村記念館がつくられ、多くの観光客を集めていたが、馬籠峠を越えて妻籠にくる人はなお稀であった。南木曾町でも旧木曾路を整備する一方、妻籠の旧脇本陣の家柄であり明治十二年に建てられた林家の建物を借り受け、郷土資料館として公開する計画を立てていた。

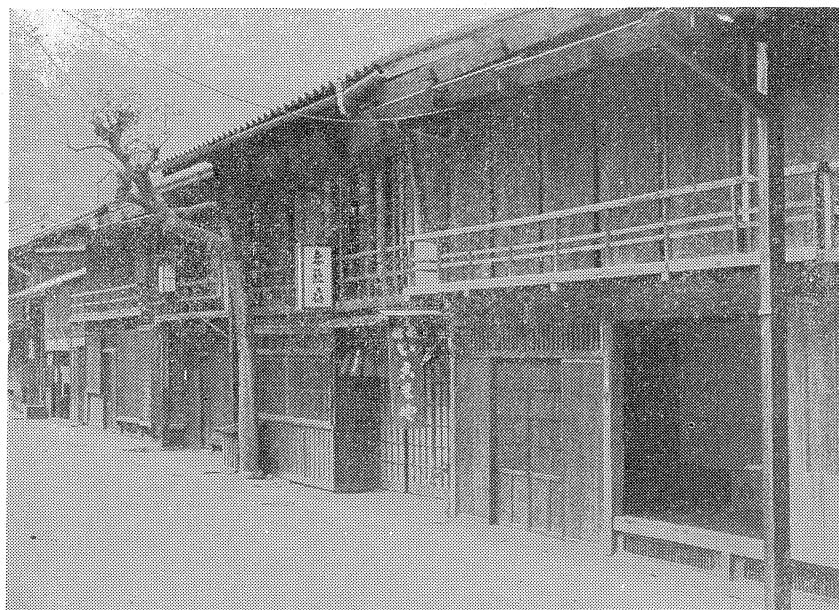
妻籠を集落として保存しようという計画があらわれてきたのは、この郷土館が開館の運びとなった昭和四十二年頃である。南木曾町ではこの保存計画を長野県の明治百年記念事業の一つとして採り上げてもらうよう県に働きかけた結果、とりあえず基礎調査が行われることとなった。

調査は東京大学工学部建築学教室の太田博太郎教授（現九州芸術工科大学学長）に依頼され、昭和四十三年三月には基本計画書が作成された。ここでその基本方針として明確に打ち出されたのは、観光を目的とはするが、あくまで歴史的景観の保存を第一義とする、ということであった。すなわち、

すでに諸外国では実行に移され、わが国でも議論されつつあった、集落や町並を文化財として認識し保存してゆこうという考え方が、この妻籠の計画と第一義的に結びつけられたのである。そのことはまた、この計画の文化的意義を高め、さらに他に類例のないユニークさとともに、県の明治百年記念事業に相応しいものとして多くの支持を得る結果を導いたのである。

基本方針としては、そのほか、地元住民の生活環境の整備維持を十分考慮する、木曾路計画の一部として構想する、などがあげられ、さらに基本的な計画としては、家屋の表一間通りを復原・修景して景観を整える、必要に応じては家屋を買い上げて公有化し復原保存して資料館などに利用する、駐車場およびサービス道路を集落の裏側に設置する、電柱を撤去しアスファルト舗装を石畳などに替える、看板なども景観を損なわないよう整える、そのほか観光施設および地域のための施設を整える、などが提案された。一方各民家や歴史的景観を形成している諸要素の調査が行われ、民家については、公有化し完全復原保存が望ましいもの、大・中・小の修理をそれぞれ必要とするものなどの分類がなされた。

この基本計画を基にしてたてられた町の明治百年記念事業



妻籠宿寺下地区(長野県南木曾町)

側にもまた住民の側にも多くのとまどいがあった。それぞれの家屋の所有者と多くの話し合いを重ね、そのため多くの時間が費されたが、所有者の十分な納得を得ることがより重要であり、さらにはじめが肝心であった。表通りのみの修理といても、前に張り出して作られた台所を撤去するには、裏に新しいものが作られねばならないし、また民宿や店を開きたいといった所有者の意向も、景観を損なわない範囲で十分考慮すべきものであった。しかし徐々に工事が進み、具体的なものができ上り始めると、住民の対応もより具体的になり、二年目以後の工事は大へんスムーズに進められた。

保存に関連する事業は、それ以外にも多くなされていった。長野県による信濃自然歩道の整備事業により、旧妻籠宿内外の道が整備され、一部石畳が敷かれた。また観光資源保護財団の補助により、宿はずれの民家四棟の修理・保存工事がなされ、一方、中部電力と電々公社の協力によって、街道筋の電柱が一部町並の裏側へ移された。そこにはまた、県の蘭川護岸工事に便乗させてもらい、当初の計画に基づくサイバス道路の一部がつけられたし、また駐車場は土地所有者と国鉄の協力でつくられたものである。さらに、今回工事の対象とならなかった家屋でも、その所有者が自己負担によって

計画は、四十三年八月の県議会において承認された。四十三年度からの三か年計画、予算総額約三千七百万円、二十六戸の家屋の復原修理を主体とする保存事業がスタートしたのである。

一方、このような計画を進めてゆくには、そこに生活する住民の同意が不可欠であり、むしろ住民の手によって進められてゆくことが望ましい。その点妻籠ではそれを受けとめるだけのまとまりと、文化的土壌に恵まれていた。

地元ではとりあえず計画の方針が定まるまで「壊さず、売らず、貸さず」という三原則を申し合わせた。さらに事業が本決りとなった四十三年九月には「妻籠を愛する会」が住民の発意によって作られ、そこでの討議の中で、あくまでも地域住民を中心とした保存事業であり観光開発であること、妻籠の観光開発は宿場町的景観保存以外にはあり得ないことという基本的な考え方の下に住民すべての意志が統一された。つまり住民サイドの考えも文化財としての集落保存の考え方と殆んど一致したといつてよいだろう。史跡仮指定のための申請書作成の際も、すべての土地所有者の同意が得られている。以後この会は、保存事業を進めてゆく上での強力な推進者となっていったのである。

またこの間、新聞をはじめとするいわゆるマスコミがこの妻籠宿保存の問題を大きくとりあげ、そして多くの人々からも激励が寄せられた。妻籠の人々は、そのような大きな反響に、今さらながら自分達が取り組んでいることの重大さに気付かされ、保存事業に立ち向う大きな刺激となっていた。実際に工事が行われてゆくと、同様な問題を考えている他市町村からの来訪が相つぎ、地元の人々に対して、先駆者としての自覚と責任をいやがうえにもうながしていった。

二 保存事業

保存事業の中心となったものは、家屋の復原・修理工事で、解体復原二棟、大修理十棟、中修理九棟、小修理五棟がなされた。このうち解体復原の二棟は、建設年代も古く旧状をよく遺しているもので、土地と家屋を県が買い上げ、復原後一般に公開している。

いずれの場合もファサードの景観を重視し、解体復原のものを除いては、前面一間通りの復原を基本方針としたが、それぞれ建設年代も異なり、また所有者の今後の利用意図もさまざまで、必ずしも画一的にはゆかなかった。とくに準備期間も殆んどなく、また他に例のないことなので、工事を行う

その外観を整えるケースも多くなっていた。また「妻籠を愛する会」を中心として、看板や店付など景観に関する自主規制を申し合わせ、いわゆるペンキ塗りの看板は姿を消し、宿内の景観は一変した。

このように妻籠の保存事業は、周囲からの暖かい援助と激励の中で進められ、明治百年記念事業による工事は、昭和四十五年度をもって一応完了したが、その後に残された課題も大きかった。全体の保存計画からみればなお一部が行われたに過ぎず、多くの復原修理すべき建物が残されていたし、さらにサービス道路の設置や防災施設などの計画は、実施の見通しもたてられない状態であった。

一方住民は、これまでなされたものの維持や、さらに今後の発展を推進してゆく運命を担ったといつてよからう。昭和四十六年七月には妻籠住民の総意に基づいて「妻籠宿を守る住民憲章」が制定され、「売らない、貸さない、こわさない」の三原則を再確認し、景観、環境の保全に自主的に取り組んでいった。南木曾町でも、住民の要望に答えて、この住民憲章の主旨に基づいた「妻籠宿保存条例」を制定するとともに、保存事業を少しづつでも前進させるため、昭和四十八年度から第二期工事として家屋の保存工事を始めたが、予算

も限られているため、必ずしも順調ではない。したがって今回の文化財保護法の改正は、今後の進展の可能性をもたらしものとして期待されている。南木曾町では、本年四月に保存条例を制定し、六月に「南木曾町妻籠宿保存地区」を決定し、国の重要(伝統的建造物群保存地区)の選定の申し出をしていたが、八月その最初の選定地区に他の数地区とともに選定された。

三 文化財としての集落の公開と観光

妻籠の保存事業がこのように進展してきたのには、さまざまな多くの有利な条件が存在していた。その中でも、この保存事業がいわゆる観光開発と比較的無理なく結びついたことが大きな要素となっている。妻籠における観光資源は木曾路あるいは宿場町としての景観であり、それ以外には殆んど考えられない。しかもそれが宿場町というもともと観光的な機能をもった集落であったことが決定的であったと考えられる。つまり妻籠において復原されたのは単に建物や景観だけではなく、いわば宿場町としての集落機能もまた復活されたといつてよい。集落としてのリハビリテーションである。

妻籠が多くの人々をひきつけているのは、そこで成立する

近世的な旅の形態における人と人、人と物といったさまざまな形のコミュニケーションであると思われる。そしてそれをこの復原された建物と町並が、空間的に可能ならしめているといえよう。建物自体についてみても、一見何でもないように見える格子が、縁先が、その中に自身を投入することによって、多くのことを語りだすように思われるのである。このようなことは機能分化の極度に進んだ現代建築、例えばホテルなどではあまり体験できないことではなからうか。つまりここでは、一方的に見せられるのではなく、主体的に働きかけることによって多くのものを見出すことができるといえよう。そしてそれらのことは、文化財としての町並を公開するという目的にも合致するところが多いように思われる。

しかしこのような幸せな例はむしろ例外的というべきである。妻籠自体においても今後のことを考えると、必ずしも手離して喜んでいくわけにはゆかないだろう。

どの集落にもそれぞれの機能があり、その機能と密接に結びついている形態は、これまでのような観光と相容れない場合も多い。それを無理に結びつければ、集落の文化財としての価値を損ねることになりかねない。しかしながらこれまでの集落保存は、殆んど常に観光開発と結びつけて考えられて

きた。住民にとってのメリットが、観光による収益以外殆んど考えられなかったのであるからむしろ当然といえるだろう。しかし一方では、祖先達の勝れた遺産を継承し後代に伝えてゆこうとする人知れぬ努力が、人々の矜持(きんぎ)に支えられてなされていることもまた事実である。

今回の保護法の改正は、このような問題に大きな転換点を与えた。とはいえ問題がすべて解消するということではむしろない。それぞれのケースに応じて解決を見出してゆく以外方法はないし、その主役は何といってもそこに住んでいる住民である。ただ文化財保存の立場からいえば、観光との結びつきは文化財の公開としてあるべきものであり、その公開の方法や形態は、当然ながらそれを保持する側、つまり住民が選ぶべきものである。それによって、住民のプライバシー(みせ)も護ることができよう。無遠慮なカメラのレンズに象徴されるような都会人のエゴイズムを通用させてはならないのである。

四 共同体と保存地区の設定

集落は何よりもまず、人々とその共同生活によって成立している。集落を保存することは、したがってその生活共同体

を保全してゆくことであり、それなくしては建物も保存できない。例えば農村の大きな茅葺屋根は「ユイ」に依らねば維持は殆んど不可能である。したがって建物を保存してゆくには、「ユイ」を成立せしめている共同体の生活基盤の整備と保全が前提として必要となろう。しかもその生活基盤が集落の形態とかけ離れてしまつては、その形態を維持することが難しくなる。例えば農村をまったくの観光集落に変えてしまつては、その形態のもつ意味はなくなり、また文化財としての価値も低下してしまう。さらに農村生活には、医療、教育といった厳しい問題も存在している。このような問題を抜きにして建物の保存のみを考えることは、もはや不可能といえよう。

保存地区の設立においても、建物だけを対象にして考えることはできない。「ユイ」にみられるような共同体は、建物とは無関係に成立っている。したがって古い建物だけに基ついて地区を設定したり、地域的に離れているからといってある場所を除外したりすることは、共同体を分断し、生活基盤を破壊することにもなりかねないのである。地区の設定は建物ではなく、住民の「顔」に基づいてなさるべきであらう。

おわりに

集落保存はそこに住む多くの人々の生活に直接関わってくる問題である。その集落の機能や将来の生活などを十分考慮した上で、住民の判断によってなされねばならない。一方それを享受する側のわれわれは、住民の努力と好意によってはじめてこの貴重な文化財を享受できるのであるということをよく認識し、協力してゆくべきである。

集落保存における問題の多くは、われわれの現代文明のあり方に直接関るものともいえよう。それに対する一つの問題提起としても受けとめるべきなのであらう。

(名古屋大学助教授)



SUGA

〔体育・スポーツの振興〕

現代生活におけるスポーツと健康

前田 義徳

〔座談会〕

これからのスポーツクラブ

（出席者）

桑野 豊・福岡 孝純・小野 喬
鈴木 秀一・八司会▽望月 健一

スポーツ施設の現状と課題

江橋慎四郎

地域スポーツ指導者について

菅原 禮

健康づくりのための運動処方

加賀谷經彦

△解説▽

学校体育施設開放事業の推進について

体育局スポーツ課

スポーツ事故の保険制度

体育局体育課

△資料▽

体力運動能力の現状

体育局スポーツ課

〔現地ルポ〕

広島市における地域スポーツ活動

冷牟田健吾

毎年恒例の全国高校野球選手権大会は、今年は西東京代表の桜美林高校が初出場ながら見事に優勝しました。全国の球児が青春をかけて晴れの舞台で汗と土煙にまみれながら精一杯のプレーをする、その真摯な若人の姿に清々しさを感じるのでしょうか、今やこの高校野球は国民的な行事になりつつあるようです。

この高校野球の最中、もう一つの高校野球で島根県の松江北高校が見事に優勝を飾った記事が新聞の片隅に出ていました。それは全国定時制通信制高校軟式野球大会です。この大会は、甲子園の大会の陰に隠れて知る人も少ないようですが、全国の働きながら学ぶ若人が、昼は仕事、夜は勉強、そしてその合間に練習を重ねて出場するものです。

毎日この三つの日課をこなすことは、言葉では言えても実は非常にたいへんなことだと思えます。また、全日制とは違い、職場もまちまちですから練習のためにナインが一緒に集まることも少ないそうです。このような数々の苦難を乗り越えて優勝の栄冠を勝ちとった松江北高校ナインに心から拍手を贈ると同時に、働く青年たちのいろいろな活動の人間教育としての意義にもっと目を向けてみることも必要ではないかと思えます。

(H)

MEJ 5192 月刊 「文部時報」 9月号 第1192号

文 部 省

昭和51年9月5日 印刷
昭和51年9月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社きょうせい

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)
(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)
電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京 9-161番
印刷所 株式会社 行成学会印刷所

定価 180円 (〒33円)

年間購読料 2160円 (〒共)

- * ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
- * なお、購読の申し込みは、直接営業所またはもよりの書店をお願いします。